

7	款	商工費	1	項	商工費	3	目	消費者行政推進費		
事業	事務事業名	消費生活安定対策費						担当部署	市民環境部	
	443	予算事業名	(消費生活安定対策費)						課名	市民課
基本事項	事業期間	開始年度	平成 17 年度	終了年度				電話	5 2 - 7 9 6 4	
	総合計画	施策の大綱	第 4 部 潤いのある安心して暮らせるまち					実施方法 (H26)	業務委託	
		政策(章)	第 4 章 安心して暮らせるまちづくり						一部業務委託	
		施策(節)	第 4 節 消費者対策の推進						市直営	
根拠法令等	消費者基本法、消費者安全法、消費生活相談員設置要綱									
事業目的	対象	誰を・何を 全市民								
	意図	どのような状態に 多様化・複雑化する消費者被害に対して、消費生活相談を行うことで迅速な対応、解決を図る。市民が各種消費者被害に遭わないよう啓発・教育活動を実施し、消費者の自立支援を推進する。								
成果指標	事業目的(意図)を達成する指標	単位	H24実績	H25実績	H26実績	H27見込	指標名			
		人	1,063	1,102	844	1,150	消費生活教室の受講者数			
		%	100	100	100	100	消費生活相談の解決率			
事業内容	手段	どのような方法で	消費生活相談窓口(消費生活センター)の設置 消費生活サポーターの委嘱 出前講座等の消費者講座の開催 消費者被害に対する啓発物品の作成・配布 自動通話録音装置の貸与事業など特殊詐欺等の予防対策							
			単位	H24実績	H25実績	H26実績	H27見込	指標名		
活動指標	事業内容(手段)の活動量・量を提示する	回	21	32	37	38	消費者講座開催数			
		日	244	244	244	243	年間相談可能日数			
		備考								
事業コスト	項目(単位:千円)		H24決算	H25決算	H26決算	H27予算	事業コストに関する特記事項			
	直接事業費		3,211	3,285	3,400	5,029	射水市消費生活相談窓口は専門の消費生活相談員(嘱託)が対応している。平成27年度に高齢者の特殊詐欺対策として、自動通話録音装置の貸与事業を導入することにより事業費が増加している。			
	(当初予算額)		(3,423)	(3,584)	(3,717)					
	うち臨時職員人件費		2,193	2,141	2,173	2,315				
	財源内訳									
	国・県支出金		1,714	1,850	2,175	3,646				
一般財源		1,497	1,435	1,225	1,383					
個別評価	評価項目		説明							
	妥当性 (a~c)	a	国では消費者庁の設置以降、消費者問題を解決するための体制強化を推進するほか、住民が多様化する消費生活社会に対応するため消費者教育にも力を入れていることから、消費者行政の推進、啓発は市としても重要度を増している。							
	有効性 (a~c)	a	多様化する消費生活社会において発生する各種消費者問題に対して、解決するための助言を行うことは大変重要であり、市民の安心・安全な暮らしに貢献している。							
	効率性 (a~c)	a	現在、専門の消費生活相談員が常駐することにより、消費生活相談窓口を週5日体制としていることで、迅速・適切に専門的な消費者問題に対応できている。							
総合評価(1次評価)	評価結果 (A~C)	A	現行どおり事業を進めることが適当				評価結果 (A~C)			
	今後の方向性	改善内容・現行どおりとする理由等								
	廃止・休止	近年、特殊詐欺や送り付け商法などの被害が、特に高齢者に対して増加する傾向にあり、それに連動して消費生活相談件数も増加している。このことから、現在週5日(月~金)の相談体制を堅持することはもちろん、市民に対する消費生活に関する啓発・教育活動を実施していく必要がある。								
	規模縮小									
	統合・連携									
	民間活用									
	負担適正化									
やり方改善										
現行どおり										
拡充	総合評価(2次評価)		評価委員会のコメント							

7 款	商工費	1 項	商工費	3 目	消費者行政推進費			
事業	事務事業名	消費生活安定対策費				担当	市民環境部	
	443 予算事業名	(消費生活安定対策費)				課名	市民課	
評価項目	評価の視点	内容 (該当は、非該当は×) 内部管理事務の場合、妥当性の判定は行わない (妥当性を a とする)					電話	52 - 7964
	妥当性	実施意義・市民ニーズ	社会経済情勢の変化や当初目的の達成状況、市民ニーズなどを勘案しても、事業の実施意義は低下していない。					判定
有効性	民間競合	民間と競合していない、あるいは事業の実施により民間事業者を圧迫していない。						
	受益者・費用負担	事業内容 (手段) の受益者は、公益性が認められる場合を除き、一部に偏っていない。また、受益者負担あるいは市の負担は適正であり、公平性・公正性が保たれている。						
	政策体系との整合性	事業の成果 (意図) が、上位施策の目標達成に結びついている (貢献している)。						
効率性	統廃合・連携余地	目的及び対象が類似・重複する事業はなく、他に目的を達成する手段はない、あるいは他に手段があっても、統廃合や連携の余地がない。						
	成果の向上余地	事業内容 (手段) を工夫しても、成果を向上させる余地はない。						×
	事業継続による影響	事業を継続することで、更なる成果が期待できる。						
評価結果	従事人員削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 (手段) の業務プロセスの最適化等により正規職員の従事人員や業務従事時間を削減する余地はない。					総合評価 (A ~ C)	A 現行どおり事業を進めることが適当
	直接事業費削減余地	現在の成果を維持しつつ、事業内容 (手段) の事務改善や契約方法の変更等により直接事業費を削減する余地はない。						
	実施主体見直し余地	民間活用・外部委託の拡大や市民協働事業化等による実施主体の見直しについての検討の余地はない。						
個別評価 (a ~ c)	妥当性	a 適合	有効性	a 適合	効率性	a 適合	評価結果	

性質	交付先区分		類型区分					
	補助区分		算定方法					
交付状況	項目	H24実績	H25実績	H26実績	H27見込	特定財源	項目	
	補助金等交付件数							
	補助金等交付額							
交付団体状況	うち一般財源					事務局体制	項目	
	項目	H24決算	H25決算	H26決算	H27予算			
	交付先歳入決算額							
	補助金の占める割合							
	交付先歳出決算額							
事業目的	対象	誰を・何を					法人会員数	個人会員数
	意図	どのような状態に						
事業内容	手段	どのような方法で						